

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーに信頼される「開かれた企業」であるために、経営の健全性、透明性の向上に努めることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方とし、併せてコンプライアンスと経営監視機能の充実を図り、グループ会社も含めた経営の効率化を強化していくことが、経営上の重要な課題の一つと認識しております。

この課題の達成に向けて、当社は以下の事項をコーポレートガバナンスの基本方針と定め、これに取り組んでまいります。

- ・ステークホルダーに対する説明責任を果たし、重要事項についての開示を適宜、適正に行います。
- ・株主の権利を尊重し、その権利行使の確保に努めます。
- ・株主利益が最大化される経営を行います。
- ・株主との建設的な対話を通じて相互理解を深めていきます。
- ・様々なステークホルダーの立場を尊重し、良好な関係を築きます。
- ・独立性の高い社外取締役を選任することにより企業の透明性を高め、社会の信頼を得ていきます。
- ・各種法令の遵守を徹底するとともに、不正の防止体制、経営のチェック機能を強化していきます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境作りは重要であると認識しております。

しかし、現在の当社における議決権行使比率が高いこと、海外投資家比率が低いことを考慮した場合、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳を進めることは必ずしも全株主共通の利益につながるものではないと判断しております。

今後、議決権行使比率が低下、または海外投資家比率が上昇した場合には、再度これらの導入を検討いたします。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社は、中長期的な企業の成長のためには経営環境の変化に柔軟に対応することが重要と考えており、画一的な後継者計画を策定することは必ずしも適切ではないと判断しております。

【原則4 - 2 . 取締役会の役割・責務(2)】

当社では現在、取締役の報酬の賞与相当部分は単年度の業績に連動しておりますが、中長期的な業績等とは連動しておりません。

中長期的な業績と連動する報酬体系については現在検討を進めております。検討にあたっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会に事前に意見を求めることにより、その適正性を確保いたします。

【補充原則4 - 2 - 1】

当社では現在、取締役の報酬は中長期的な業績等とは連動しておらず、その割合の設定はありません。今後、中長期的な業績と連動する報酬体系の検討の中で、その割合についても検討を進めます。

自社株報酬については、当社は現在のところ導入しておりませんが、その導入の可否、導入する場合の割合等について検討を進めております。これらの検討にあたっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会に事前に意見を求めることにより、その適正性を確保いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、取引先や業界関係先との関係の維持・強化、各種事項における他社事例の研究などの定性的な目的で保有しております。また当社が保有する政策保有株式はその金額面からも重要性は低く、経済合理性のみで判断することは必ずしも適切ではないと考えております。

以上の目的に照らし、保有することに中長期的な合理性がないと判断される場合には、その保有の見直しを検討いたします。

また、当社の政策保有株式の議決権についても、以上の目的に照らし、議案ごとにその適否を検討のうえ適切にその議決権を行使します。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社と取締役との利益相反取引については、取締役会付議基準に従い、取締役会の承認を得ることとなっております。またその承認後の取引状況についても、取締役会で報告することとしております。

親会社との間には、不動産の賃借、事務の委託等の取引関係がありますが、それらのうち主要なものについては金額決定のスキームを定めており、スキーム変更時には取締役会に報告することとしております。また、原則として年に1回、親会社との取引状況を取締役会で報告することとしております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(i) 当社は企業理念、経営ビジョンを制定しております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

(<http://www.dunlopsports.co.jp/company/index.html>)

また当社の中期経営計画についても、詳細は当社ホームページをご参照ください。

(<http://www.dunlopsports.co.jp/ir/management/strategy.html>)

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii) 取締役の報酬額(賞与部分を含む)は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内でそれぞれの役職によって設定された基本額をもとに、業績に対する貢献度の評価を加味して決定しております。  
なお、報酬の決定にあたっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会に事前に意見を求めることにより、その適正性を確保いたします。

(iv) 取締役候補者については、人格、見識ともに優れた人物を、本人の能力、適性、これまでの業績等を総合的に勘案したうえで、社長が候補者として指名し、取締役会に諮ります。取締役会においては慎重に検討のうえ決議し、株主総会に上程します。  
監査役候補者については、幅広い経験や深い見識を持ち、取締役会に対し有益な助言や提言を行うとともに取締役の職務の執行を適切に監査できる有能な人材を社長が候補者として指名し、取締役会に諮ります。取締役会においては慎重に検討のうえ決議し、株主総会に上程します。  
なお、取締役候補者および監査役候補者の指名にあたっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会に事前に意見を求めることにより、その適正性を確保いたします。

(v) 役員の選任理由は、株主総会招集通知に記載しております。詳細は当社ホームページに掲載しております株主総会招集通知をご参照ください。

(<http://www.dunlopsports.co.jp/ir/event/meeting.html>)

#### 【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、法令により取締役会の決議を要するとされている事項を取締役会決議事項とするほか、当社の事業規模や事業特性に照らして重要と認められる事項について、その重要性の程度に応じ、取締役会の決議事項または報告事項とする取締役会付議基準を定めております。  
また、業務執行取締役および必要に応じて執行役員に担当職務を委ねるとともに、決裁基準を設け、決裁事項の内容や金額の重要性に応じてその決裁権限を明確に分配しております。

#### 【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役を独立役員に指定する際の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準のほか、以下の基準を採用しております。

・その就任の前10年内のいずれかの時において当社の親会社の取締役または執行役もしくは支配人その他の使用人でないこと。

#### 【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会を構成する人材については、社外取締役を除く取締役は、人格、見識ともに優れ、部門や子会社を統率した実績のある経験豊富な人物を第一に選考しております。さらに、本人のマネジメント能力や適性、これまでの業績等を勘案し、特定の経験や能力への偏りが生じることのないよう多様性も十分に考慮したうえで、社長が候補者を指名し、取締役会に諮ることとしております。

社外取締役は、経営、法務、財務および会計、人事労務等の分野で指導的な役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、適切に経営陣に意見表明や指導監督を行えること等総合的に判断のうえ、社長が候補者を指名し、取締役会に諮ることとしております。

なお、社外取締役を含め取締役候補者の指名にあたっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会に事前に意見を求めることにより、その適正性を確保いたします。

取締役会の規模については、取締役の総数が過多または過少とならないよう、取締役1名あたりの職務範囲や当社の企業規模等を総合的に勘案することを基本的な考え方としております。

#### 【補充原則4 - 11 - 2】

各取締役・監査役は、他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任する会社数が合理的な範囲内に収まるように留意しています。

また、取締役が他の会社(当社親会社のグループ会社を除く)の役員を兼任する場合は、取締役会付議基準に従い、取締役会の承認を得ることとなっております。

取締役・監査役の他の会社の役員の兼任状況については、毎年、事業報告および株主総会参考書類において開示しております。詳細は当社ホームページ上の定時株主総会招集通知をご参照ください。

(<http://www.dunlopsports.co.jp/ir/event/meeting.html>)

なお、各取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たしており、他の会社の役員の兼任による影響はありません。

#### 【補充原則4 - 11 - 3】

当社取締役会は、2017年1月に、取締役会の実効性に関するアンケート調査を取締役および監査役全員を対象に実施し、その結果に基づいて取締役会で議論を行いました。

その結果、開催頻度や審議時間などの運営状況、審議状況および業務執行の監督状況等の各方面において、取締役会の実効性が概ね確保されていることを確認しました。

一方で、取締役会で重要な経営課題や経営戦略についての議論をさらに深めることや、新任役員に対する各種説明をより充実させることなどを通じて、取締役会の実効性のさらなる向上に取り組んでいくことを確認しました。

#### 【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、取締役・監査役がそれぞれの役割と責務を果たすことができる土壌を整えるため、役員に対して外部研修等の利用機会を提供するとともに、新任役員に対しては、その就任時に、当社事業等についてのオリエンテーションを実施いたします。

また、取締役会における討議をより活性化させるため、役員同士によるテーマを決めた討論・ブレインストーミングの場を提供いたします。

#### 【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、以下の方針に基づき株主との建設的な対話を促進してまいります。

##### (i) 対話を担当する取締役の指定

IR 担当部署である広報部を管掌する取締役をIR担当取締役に指定しております。

##### (ii) 対話を補助する部門の連携

広報部のIR担当者が、経営企画、総務、財務、経理、法務等の他部門の担当者と情報共有を密にすることで有機的な連携を図っております。

##### (iii) 個別面談以外の対話手段の充実

個別面談の対応を積極的に行うほか、株主・投資家・アナリスト向けに決算説明会を開催し、代表取締役またはIR 担当取締役が直接説明を行います。

##### (iv) 株主の意見等のフィードバック

IR 活動により得られた情報のうち重要度の高いものについては、必要に応じ取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図ります。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理

株主・投資家・アナリストとの対話の際には、インサイダー情報の管理に関する社内規程を遵守のうえ常時インサイダー情報管理に留意します。また当社はサイレント期間は設けておりませんが、決算発表の直前の時期には能動的なIR活動を極力控えております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友ゴム工業株式会社	17,509,600	60.38
東郷産業株式会社	805,742	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	565,200	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	311,900	1.08
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB	296,000	1.02
ダンロップスポーツ従業員持株会	240,300	0.83
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY	179,300	0.62
JP MORGAN CHASE BANK 385151	140,071	0.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	134,700	0.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	134,100	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	住友ゴム工業株式会社(上場:東京)(コード)5110

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社グループとの取引にあたっては、その必要性和条件の妥当性について、第三者との取引を含めて個別に比較検討しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は住友ゴム工業株式会社を親会社としておりますが、経営判断において独自の決定ができる体制としております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
渡邊 顯	弁護士													
清水 教博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

渡邊 顯			<p>&lt; 選任理由 &gt;          弁護士としての専門的な知見及び他社における社外取締役、社外監査役としての幅広い経験を有しており、引き続きその豊富な見識と経験に基づき独立した立場から専門的な助言をいただくことで当社取締役会の監督機能強化及び当社のコーポレートガバナンス強化を図ることができるものと判断したため、社外取締役に選任しております。</p> <p>&lt; 独立役員指定理由 &gt;          株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および社外取締役を独立役員に指定する際の独立性判断基準として当社が独自に定める基準(本報告書の「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に基づく開示)の【原則4-9、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】をご参照ください)をいずれも満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>
清水 教博			<p>&lt; 選任理由 &gt;          上場企業で代表取締役社長を務めた経験を有するなど企業経営に精通しており、引き続きその豊富な見識と経験に基づき独立した立場から多角的な助言をいただくことで当社取締役会の監督機能強化及び当社のコーポレートガバナンス強化を図ることができるものと判断したため、社外取締役に選任しております。</p> <p>&lt; 独立役員指定理由 &gt;          株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および社外取締役を独立役員に指定する際の独立性判断基準として当社が独自に定める基準(本報告書の「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に基づく開示)の【原則4-9、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】をご参照ください)をいずれも満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の報酬の決定及び取締役候補者・監査役候補者の指名にあたっては、指名・報酬諮問委員会に事前に意見を求めることにより、その適正性を確保いたします。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画に基づく取締役会等の重要な会議への出席の他、経営方針の浸透状況の確認等、内部統制の実効性に関する監査や、内部監査・関係会社監査への立会及び会計監査に関する監査法人との意見交換、監査結果の聴取など、監査部及び監査法人との連携を密にした監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西川 公一朗	公認会計士													
出口 晃弘	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 公一朗			<p>&lt; 選任理由 &gt; 公認会計士、税理士として財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その専門的な見識と経験及び独立した立場からの視点を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。</p> <p>&lt; 独立役員指定理由 &gt; 株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>
出口 晃弘			<p>&lt; 選任理由 &gt; 公認会計士、税理士として財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その専門的な見識と経験及び独立した立場からの視点を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。</p> <p>&lt; 独立役員指定理由 &gt; 株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

中長期的な業績と連動する報酬制度は実施していませんが、現在その検討を進めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきまして、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは人事総務部が、社外監査役のサポートは監査役スタッフ及び人事総務部がそれぞれ担当し、必要な連絡等を行っております。  
取締役会等の重要な会議への出席に際しては、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、円滑な業務遂行のためのサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能を区分することにより取締役の職務執行の効率化を図っております。  
取締役会は、当社及び当社グループ全体の経営の監視・監督機能の強化を目的として毎月1回定期的に開催し、月次決算の報告及び会社法、取締役会付議基準に定められた事項に関する審議を行っております。  
また当社では、取締役会に加え、原則として社外取締役を除く取締役・執行役員・常勤監査役が出席する経営会議を毎月2回開催し、取締役会に付議すべき事項、その他経営の重大な案件に関して協議決定しております。更に、ダンロップスポーツ会議を毎月1回開催し、原則として社外取締役を除く取締役・執行役員・常勤監査役に加えて各部長が出席し、生産・需給・販売等の会社全般に関する報告及び議論を行っております。  
内部監査については、内部監査部門である監査部が、年初に策定する「監査計画書」に基づき、各部署及び海外も含めた関係会社の業務活動全般に対して、運営状況、業務の効率性・合理性、社内規程及びコンプライアンスの徹底状況等、当社グループの業務活動が適正・効率的に行われているかについて定期的に監査を実施しております。また監査部は、監査役及び会計監査人と監査方法等に関して、確認、意見交換などを行い、連携・協調を図ることで効率的に監査を実施しております。なお、監査結果につきましては、代表取締役社長に報告するとともに、業務活動の改善及び適切な運営に向け勧告、助言等を実施しており、被監査部署及び関係会社からは「改善対策書」の提出を受け、改善指導を実施しております。  
監査役監査は、監査計画に基づく取締役会等の重要な会議への出席のほか、経営方針の浸透状況の確認等、内部統制の実効性に関する監査や、内部監査への立会・関係会社への往査及び会計監査に関する会計監査人との意見交換、監査結果の聴取など、監査部及び会計監査人との連携を密にした監査を実施し、経営監視の強化を図っており、監査結果については代表取締役社長に報告しております。また、原則として毎月実施される監査役会において監査役間の情報交換等を行うことで、多面的な経営監視を実施し、監査機能の有効化を図っております。  
会計監査については、有限責任 ずさ監査法人を会計監査人として選任しております。  
取締役の報酬の決定及び取締役候補者・監査役候補者の指名にあたっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会に事前に意見を求めることによりその適正性を確保する体制としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監視機能として監査役会を有し、取締役の職務執行に対する監査を行っていることに加え、社外取締役及び社外監査役を選任することによって、社外チェックの観点から経営監視機能の客観性や中立性を確保できる体制としております。

また、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬の決定及び取締役候補者・監査役候補者の適正性を確保できる体制としております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第14期定時株主総会招集通知発送日 2017年3月3日(株主総会開催日の21日前)
集中日を回避した株主総会の設定	第14期定時株主総会開催日 2017年3月24日(金曜日)
その他	株主総会招集通知については、発送日の1営業日前に、「TDnet」及び当社ホームページにおいて公表しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年に1回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末決算では決算説明会を開催するとともに、個別ミーティングを適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、中期経営計画、各種財務資料、開示資料、決算説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は広報部であります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準において、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働のあり方を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境保全への取り組みを重要な経営課題の一つと位置付け、事業活動や提供する製品・サービスが地球全体の環境にできる限り負荷を与えないよう地球温暖化対策、省資源活動を推進するとともに、環境保全を通じた地域社会貢献のため、植樹、生物多様性保護活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動基準において、株主をはじめとするステークホルダーに対する情報開示の方針を定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループ(当社及び会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。)の業務の適正を確保するために必要な体制(以下「内部統制システム」という。)の整備に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
ダンロップスポーツグループの企業理念、Our FAIRWAY、企業行動基準や各種コンプライアンスマニュアルの当社グループ全体への浸透に努めるほか、経営トップの指針を明示して、法令遵守、企業倫理の維持が経営の根幹を成すものであることを当社グループ全体に徹底する。当社社長を委員長とするダンロップスポーツ関係会社コンプライアンス委員会において、当社グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析及び評価、研修の企画・実施、違反事例に係わる原因の究明や再発防止策の立案及びそれらの当社グループ全体への周知徹底を行う。  
また、コンプライアンス相談窓口を設置し、企業倫理上疑義のある行為等については、当社グループの従業員等が直接通報・相談できる体制とする。当該窓口寄せられた情報については、人事総務部及び監査部が調査・状況把握を行い、必要な対策をとるものとする。  
さらに、ダンロップスポーツグループの企業行動基準に反社会的勢力との関係を一切遮断することを規定し、反社会的勢力からの一切の要求を拒絶する体制とする。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社の文書管理規程及び情報セキュリティ大綱に従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録し、適切に管理する。当社取締役及び当社監査役は、これらの記録を随時閲覧できるものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある品質、法律、環境、与信、事故、災害等の経営リスクについては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、当社の各部門及び各子会社において事前にリスク分析、対応策を検討し、危機管理中央対策会議で審議する。  
当社グループ横断的なリスクについては、人事総務部が当社の各部門及び各子会社と連携しながら、当社グループ全体としての対応を行う。リスク分析・対応策の検討に当たっては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言・指導を求める。  
また、当社グループにおいて重大なリスクが顕在化し、又は顕在化が予想される場合には、当社グループ全体の危機管理について定める危機管理規程に基づき、当社社長が危機管理本部を設置する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループの取締役や管理職等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、当社では業務分掌規程及び職務権限規程において担当部門、その所管業務及び職務権限を定め、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。  
また、当社では執行役員制度を採用し、環境変化や顧客ニーズに応じた機動的な事業運営を行う体制とする。  
なお、当社の各部門及び各子会社の業績や効率性については、中期経営計画等を策定するとともに、予算会議において目標を設定(目標は四半期ごとに見直す)し、ダンロップスポーツ会議において月次単位で達成状況を把握・分析する。  
加えて、当社グループの業務全般においてITの活用を推進し、職務執行の効率化を図る。
5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の所管部門が各子会社の業績等の目標及びその達成状況について各子会社の取締役から定期的に報告を受けるとともに、関係会社管理規程に基づき、当社経営会議、取締役会に付議すべき事項やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について適宜報告を受け、又は必要により当社と協議する体制をとるものとする。
6. その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループは、当社の親会社である住友ゴム工業株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社グループの独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備する。また、当社と親会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行う。
7. 財務報告の適正性を確保するための体制  
金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った内部統制システムの整備を進め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。
8. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社取締役からの独立性及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社監査役の職務を補助すべき者として検査役を配置するものとする。  
検査役の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ当社監査役会に意見を求めるものとする。  
また、検査役は専任とし、専ら当社監査役の指示に従うものとする。
9. 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制  
当社常勤監査役は当社経営会議その他の重要な会議に出席することとする。  
法令・定款に違反する事項やリスク管理上重要な事項等については、当社グループの取締役又は部門長等から適宜当社監査役に報告する体制とする。  
また、コンプライアンス相談窓口に通報・相談された事項(軽微なものを除く。)は、当社監査役会に報告する。  
加えて、これらの当社監査役への報告又はコンプライアンス相談窓口への通報・相談をしたことを理由として、当該報告又は通報・相談をした者に対して不利な取扱いをすることを禁止する体制とする。
10. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社監査役が当社グループの取締役及び部門長等からヒアリング等を行う機会を適宜確保する。  
また、当社監査役の職務の執行に必要な費用又は債務の処理については、当該費用等が当社監査役の職務の執行に必要なものでないことが明らかである場合を除き、これに応じる体制とする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、

- ・会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと、
- ・役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを基本姿勢としております。

これらの基本姿勢に従い、当社では、人事総務部を窓口とし、反社会的勢力からの利益供与の要求や民事介入暴力等に対し組織的な対応によって要求等を拒否することをダンロップスポーツグループの企業行動基準に明文化するとともに、グループ全体の各担当レベルにおける具体的な対処方法を「反社会的勢力対応マニュアル」に記載し、関係部署、関係会社に周知しております。また、必要に応じて人事総務部から不良情報等を発信・報告することにより、関係各部署・各課や関係会社における対応策を検討できるような仕組みとしており、グループ全体で反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対処を図ることができるように心がけております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

現状では特別な対応は考えておりません。今後は必要に応じて検討していく所存であります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1. 情報開示の基本方針

当社グループは、株主をはじめとする投資家、お客様、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営の透明性・公正性を重視し、情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

#### 2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

##### (1) 適時開示の手順

重要な決定事実及び重要な発生事実につきましては、社内の各部門および関係会社からの起案書や各種の会議、取締役会などの場で管理部門が把握できる体制となっており、その情報を分析したうえで人事総務部が適時開示の可否を判断し、広報部で開示書類を作成のうえ広報担当役員の承認を得て開示いたします。

また、緊急時においては危機管理規程に基づき、代表取締役社長が設置する危機管理本部が情報収集に当たるとともに、広報部が広報担当役員の承認を得て開示いたします。

また、決算・業績等に係る情報については、経理部が情報を把握しており、把握した情報については開示の可否を判断し、広報部と連携して開示書類を作成し、広報担当役員の承認を得て開示いたします。

##### (2) 適時開示の方法

「法令開示情報」、「適時開示情報」については、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」等の情報開示に関わる諸法令・諸規則に基づき、原則として金融庁の提供する「EDINET」または東京証券取引所の運営する「TDnet」に開示いたします。

また、「適時開示情報」については、「TDnet」での開示後、速やかに当社ホームページに掲載いたします。

